

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 20 年 9 月 1 日付厚生労働省告示第 437 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「(局) ゲンチアナ末「J G」」等 10 品目が薬価基準の別表に第 12 部として収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 438 号で、旧名称の医薬品「(局) ゲンチアナ末「エビス」」等 10 品目が薬価基準の別表第 2 に第 7 部として収載され、経過措置品目（使用期限：平成 21 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 20. 9. 1 第 4904 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
(平 20. 9. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働四三七)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同四三八)



事務連絡
平成20年9月1日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) }
国民健康保険主管課(部) } 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局) }
後期高齢者医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成20年9月1日付け厚生労働省告示第437号及び第438号をもって改正され、平成20年9月1日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬5品目及び外用薬5品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 599	4, 232	3, 007	40	15, 878

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬5品目及び外用薬5品目について、掲示事項等告示の別表第2に収載して、平成21年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	487	447	299	0	1, 233

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊦ ゲンチアナ末「JG」	ゲンチアナ	10 g	33.10
2	内用薬 ㊦ 酸化マグネシウム「JG」	酸化マグネシウム	10 g	11.20
3	内用薬 ㊦ セネガシロップ「JG」	セネガ	10mL	13.80
4	内用薬 ㊦ ※単シロップ(JG)	単シロップ	10mL	9.50
5	内用薬 ㊦ ブロムワレリル尿素「JG」	ブロムワレリル尿素	1 g	10.40
6	外用薬 ㊦ グリセリン「JG」	グリセリン	10mL	12.40
7	外用薬 ㊦ グリセリンカリ液「JG」	グリセリンカリ	10mL	13.00
8	外用薬 ㊦ ※親水軟膏(JG)	親水軟膏	10 g	25.20
9	外用薬 ㊦ チンク油「JG」	チンク油	10 g	18.30
10	外用薬 ㊦ フェノール・亜鉛華リニメント「JG」	フェノール・亜鉛華リニメント	10 g	16.80

(参 考)

掲示事項等告示

別表第2 第7部 (平成21年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊦ ゲンチアナ末「エビス」	ゲンチアナ	10 g	33.10
2	内用薬 ㊦ 酸化マグネシウム「エビス」	酸化マグネシウム	10 g	11.20
3	内用薬 ㊦ セネガシロップ「エビス」	セネガ	10mL	13.80
4	内用薬 ㊦ ※単シロップ (エビス)	単シロップ	10mL	9.50
5	内用薬 ㊦ ブロムワレリル尿素「エビス」	ブロムワレリル尿素	1 g	10.40
6	外用薬 ㊦ グリセリン「エビス」	グリセリン	10mL	12.40
7	外用薬 ㊦ グリセリンカリ液「エビス」	グリセリンカリ	10mL	13.00
8	外用薬 ㊦ ※親水軟膏 (エビス)	親水軟膏	10 g	25.20
9	外用薬 ㊦ チンク油「エビス」	チンク油	10 g	18.30
10	外用薬 ㊦ フェノール・亜鉛華リニメント「エビス」	フェノール・亜鉛華リニメント	10 g	16.80